

枚方市規則第 16 号

枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年枚方市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「又は同項第4号」を「、同項第4号」に、「にあつては」を「又は同項第5号に該当する対象者（本市に住所を有しない者で同号に該当することにより同項第6号から第8号までのいずれかに該当する対象者を含む。）にあつては」に、「期日又は」を「期日、」に、「有効期限の」を「有効期限、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証に記載された有効期間又は大阪府特定疾患に係る医療費の援助に関する規則（平成12年大阪府規則第147号）第7条第1項第1号に定める特定疾患医療受給者証に記載された有効期間の」に改める。

第10条第3項中「医療証の有効期間が満了した」を「条例による医療費の助成に関する資格を喪失した」に改め、「その」を削り、同項後段を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、受給者が医療証の有効期限の到来する日後も引き続き条例による医療費の助成に関する資格を有していることを確認できた場合は、その医療証を更新することがある。ただし、受給者から医療証の更新を希望しない旨の申出があつた場合は、この限りでない。

(枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和55年枚方市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「医療証の有効期間が満了した」を「条例による医療費の助成に関する資格を喪失した」に、「当該医療証を速やかに、」を「速やかに医療証を」に改め、同項後段を削る。

第14条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、受給者が医療証の有効期限の到来する日後も引き続き条例による医療費の助成に関する資格を有していることを確認できた場合は、その医療証を更新することがある。ただし、受給者から医療証の更新を希望しない旨の申出があつた場合は、この限りでない。

第16条第1項第7号中「の資格要件が消滅する」を「が条例による医療費の助成に関する資格を喪失する」に改める。

(枚方市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 枚方市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成5年枚方市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「前条に規定する医療証の有効期限を経過したとき」を「受給者が市内に住所

を有しなくなった場合その他医療費の助成に関する資格を喪失した場合」に改め、同条第2項を削る。

附 則[令和4年3月31日公布]

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第9条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。